

利用者負担について

■ サービスを利用したときの利用者負担

介護保険サービスを利用したときは、原則としてサービスにかかった費用の1割(または2・3割)を利用者が負担します。残りの9割(または8・7割)は、保険者(神戸市)が事業者(神戸市)に支払います。なお、施設サービスを利用する際等の食費・居住費(滞在費)・日常生活費等は、原則として利用者が負担します。

P4

介護保険のしくみ

P6

加入者と保険証

P8

保険料のしくみ

P13

介護保険によるサービスの利用

P41

介護保険外のサービス

P42

介護保険サービスの利用にあたって

P43

相談窓口

■ 負担割合の判定基準について

下記以外の方

➔ 1割

第1号被保険者本人が市民税を課税されており、その合計所得金額※1が160万円以上で、

本人と世帯内の他の第1号被保険者の「公的年金等の収入金額※2」と「その他の合計所得金額※3」を合算した額が346万円以上(世帯内に他の第1号被保険者がいない場合は280万円以上)の方

➔ 2割

第1号被保険者本人が市民税を課税されており、その合計所得金額※1が220万円以上で、

本人と世帯内の他の第1号被保険者の「公的年金等の収入金額※2」と「その他の合計所得金額※3」を合算した額が463万円以上(世帯内に他の第1号被保険者がいない場合は340万円以上)の方

➔ 3割

※1・2 P8参照

※3 合計所得金額(P8参照)から租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いた額

■ 介護保険の負担割合証

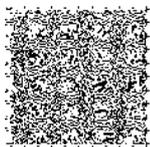
負担割合が記載された負担割合証が発行されます。介護保険のサービスを利用するときには、保険証(被保険者証)とともに負担割合証の提示が必要です。

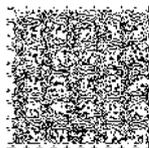
A欄 負担割合(1割、2割、3割)が記載されます。

B欄 負担割合の適用期間が記載されます。

| | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 要介護(要支援)認定等の有効期間満了日が令和5年8月以降の方 | 令和5年7月中旬に送付します。 |
| これから新たに要介護(要支援)認定等を受ける方 | 要介護(要支援)認定等決定時に、介護保険証と一緒に送付します。 |

表面





● 食費

食材料費と調理費相当が利用者負担になります。



● 居住費（滞在費）等

居住環境に応じて設定されます。

個室……………室料+光熱費相当
相部屋（2人以上の部屋）……室料+光熱費相当



※相部屋を利用している場合で、感染症等により、医師が処遇上個室への入室が必要と判断した方については、一定期間、利用者負担は相部屋の室料及び光熱水費相当となります。

※各施設の食費・居住費（滞在費）の額は、各施設にお問い合わせください。

※食費・居住費（滞在費）は全額利用者負担ですが、負担軽減制度があります（P39参照）。

● 日常生活費

理美容代や私物の洗濯物代などのことです。



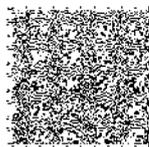
● 特別なサービス

次のような介護保険対象外の特別なサービスを受けようとする場合には、保険の1割（または2・3割）負担とは別に利用者負担が必要となることがあります。

- 1.在宅サービスにおいて、事業所の通常の実施地域外でサービスを利用するときの交通費
- 2.介護保険対象外の上乗せサービスや、ケアプランで決められた内容以外のサービスを受けるときなど
- 3.特別な室料（ショートステイ・施設サービス）利用者の特別な希望に基づく居住環境
- 4.特別な食費（ショートステイ・施設サービス）利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材など

| | |
|--|--|
| 自宅で利用するサービス 訪問介護（ホームヘルプサービス）など④ 生活環境を整えるサービス 福祉用具貸与など | サービス費用の1割（または、2・3割） |
| 施設に通って利用するサービス 通所介護（デイサービス）など④ | サービス費用の1割（または、2・3割） 食費 日常生活費 |
| 短期入所して利用するサービス 短期入所生活介護（ショートステイ）など | サービス費用の1割（または、2・3割）（おむつ代を含む） 食費 滞在費 日常生活費 |
| その他のサービス 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど） 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など | サービス費用の1割（または、2・3割） 食費 家賃宿泊費 日常生活費 |
| 施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護医療院／介護療養型医療施設（療養病床） | サービス費用の1割（または、2・3割）（おむつ代を含む） 食費 居住費 日常生活費 |

④ 住民主体訪問サービス、一般介護予防事業の利用者負担については、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にご確認下さい。



P.4
介護保険のしくみ

P.6
加入者と保険証

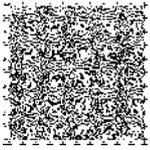
P.8
保険料のしくみ

P.13
介護保険によるサービスの利用

P.41
介護保険外のサービス

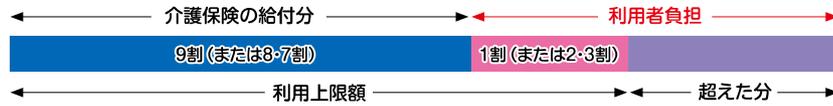
P.42
介護保険サービスの利用にあたって

P.43
相談窓口



■ 利用上限額

介護保険では、要介護度等（「事業対象者」「要支援1・2」「要介護1～5」）に応じて、1か月あたりのサービスの利用上限額が設けられています。上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者負担となります。



| 区分 | 1か月あたりの利用上限額 |
|-------|--------------|
| 事業対象者 | 5,032 単位/月 |
| 要支援1 | |
| 要支援2 | 10,531 単位/月 |
| 要介護1 | 16,765 単位/月 |
| 要介護2 | 19,705 単位/月 |
| 要介護3 | 27,048 単位/月 |
| 要介護4 | 30,938 単位/月 |
| 要介護5 | 36,217 単位/月 |

| 次のサービスについては、利用上限額の対象ではありません | |
|-----------------------------|--|
| 自宅で利用するサービス | ○居宅療養管理指導 ○住民主体訪問サービス |
| 施設に通って利用するサービス | ○フレイル改善通所サービス |
| 生活環境を整えるサービス | ○特定福祉用具販売④ ○住宅改修④ |
| その他のサービス | ○特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 (30日以内の短期利用は除く) ○介護予防支援・居宅介護支援・ 介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業 |
| 神戸市独自のサービス | ○ミドルステイ ○緊急ショートステイ ○緊急一時保護 ○災害時ショートステイ |
| 施設サービス | ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院/介護療養型医療施設 |

※1単位あたりの単価は、サービスによって異なります。

※要支援の方への介護予防サービスも同様です。

④独自の利用上限額があります。(P23、28、29参照)

■ それぞれのサービスの1単位あたりの単価(地域区分単価)

| サービスの種類 | 神戸市など | 三田市など | 明石市など |
|---|--------|--------|--------|
| 訪問介護(ホームヘルプサービス)・介護予防訪問サービス★・生活支援訪問サービス★ 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護予防支援・居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント | 10.84円 | 10.70円 | 10.42円 |
| 訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 | 10.66円 | 10.55円 | 10.33円 |
| 通所介護(デイサービス)・介護予防通所サービス★ 地域密着型通所介護 短期入所療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 10.54円 | 10.45円 | 10.27円 |
| 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 | 10.00円 | 10.00円 | 10.00円 |

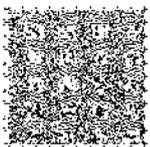
※要支援の方への介護予防サービスも同様です。

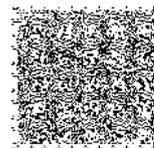
※★印のサービスについては、事業所の所在地によらない場合があります。

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 施設サービス | 10.54円 | 10.45円 | 10.27円 |
|--------|--------|--------|--------|

● 介護報酬

事業者が介護保険のサービスを提供したときにその対価として支払われる報酬を「介護報酬」といいます。1単位10円を基本とした地域区分単価により計算されます。





■ 介護予防サービス・在宅サービスの利用者負担の計算方法の例 要介護1の場合(1割負担の場合)

(例) ●生活援助中心の訪問介護【20分以上45分未満】を週に1回(月に4回)利用 ●通所介護【通常規模で6時間以上7時間未満】を週に1回(月に4回)利用
 ※実際のサービス利用時には、初回加算や介護職員処遇改善加算、その他の加算があります。

| 項 目 | 1か月間の介護に要する費用の内訳 | |
|----------------------|--|--|
| 訪問介護 (ホームヘルプサービス) | (費 用) | 183単位 × 4回 × 10.84円 = 7,934円 <small>(地域区分単価)</small> |
| | (保 険 負 担) | 7,934円 × 0.9 = 7,140円 |
| | (利 用 者 負 担) | 7,934円 - 7,140円 = 794円 (A) |
| 通所介護 (デイサービス) | (費 用) | 581単位 × 4回 × 10.54円 = 24,494円 <small>(地域区分単価)</small> |
| | (保 険 負 担) | 24,494円 × 0.9 = 22,044円 |
| | (利 用 者 負 担) | 24,494円 - 22,044円 = 2,450円 (B) |
| 利用者負担の合計 | (A) + (B) = 3,244円 食費・日常生活費などは別途必要です。(P35参照) | |

■ 施設サービスの利用者負担の計算方法の例 要介護5の場合(1割負担の場合)

(例) ●特別養護老人ホームの相部屋(多居室)に入所 ●管理栄養士が配置されており、医師と共同で適切な栄養ケアマネジメントが行われている場合
 ●利用者負担第2段階で食費・居住費(滞在費)が軽減されている方
 ※実際のサービス利用時には、初回加算や介護職員処遇改善加算、その他の加算があります。

| 項 目 | 1か月間の介護に要する費用の内訳 | |
|-----------|--|--|
| サービス費用の1割 | (費 用) | 847単位 × 30日 × 10.54円 = 271,299円 <small>(地域区分単価)</small> |
| | (保 険 負 担) | 271,299円 × 0.9 = 244,169円 |
| | (利 用 者 負 担) | 271,299円 - 244,169円 = 27,130円 |
| | 高額介護サービス費(次ページ参照)により | = 15,000円 (A) |
| 食 費 | 軽減制度(P39参照)申請により | 390円 × 30日 = 11,700円 (B) |
| 居 住 費 | 軽減制度(P39参照)申請により | 370円 × 30日 = 11,100円 (C) |
| 利用者負担の合計 | (A) + (B) + (C) = 37,800円 日常生活費などは別途必要です。(P35参照) | |

■ 施設サービス利用者負担の一例 (要介護5の場合)

(利用者負担割合が1割の場合) ※第4段階は、高額介護サービスの利用者負担月額上限が世帯44,400円の場合です。

| 利用者負担段階 | 居住環境区分 | 1か月の利用負担額の例 | | | | | |
|----------------------|-------------------|-------------|----------------------|----------|----------|-------------------------|-----------|
| | | 1割負担 | 食 費 | 居 住 費 | 計 | | |
| 第1段階 | 施設入所 | 相部屋 | 15,000円 | 約10,000円 | 0円 | 約25,000円 | |
| | | ユニット型個室 | | | 約25,000円 | 約55,000円 | |
| | ショートステイ利用 | 相部屋 | | | 0円 | 約25,000円 | |
| | | ユニット型個室 | | | 約25,000円 | 約50,000円 | |
| 第2段階 | 施設入所 | 相部屋 | 15,000円 | 約12,000円 | 約11,000円 | 約38,000円 | |
| | | ユニット型個室 | | | 約25,000円 | 約52,000円 | |
| | ショートステイ利用 | 相部屋 | | | 約18,000円 | 約11,000円 | 約44,000円 |
| | | ユニット型個室 | | | 約25,000円 | 約25,000円 | 約58,000円 |
| 第3段階① | 施設入所 | 相部屋 | 24,600円 | 約20,000円 | 約11,000円 | 約55,600円 | |
| | | ユニット型個室 | | | 約40,000円 | 約84,600円 | |
| | ショートステイ利用 | 相部屋 | | | 約30,000円 | 約11,000円 | 約65,600円 |
| | | ユニット型個室 | | | 約40,000円 | 約40,000円 | 約94,600円 |
| 第3段階② | 施設入所 | 相部屋 | 24,600円 | 約41,000円 | 約11,000円 | 約76,600円 | |
| | | ユニット型個室 | | | 約40,000円 | 約105,600円 | |
| | ショートステイ利用 | 相部屋 | | | 約40,000円 | 約11,000円 | 約75,600円 |
| | | ユニット型個室 | | | 約40,000円 | 約40,000円 | 約104,600円 |
| 第4段階 (第1~3段階以外の方) | 施設入所 ショートステイ利用 | 相部屋 | 約27,000円~ 44,400円 | 約44,000円 | 約25,000円 | 約96,600円~ 約113,400円 | |
| | | ユニット型個室 | | | 約60,000円 | 約131,000円~ 約148,400円 | |

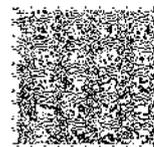
日常生活費
(特別な室料)
(特別な食費)

(利用者負担割合が2・3割の場合)

| 利用者負担段階 | 居住環境区分 | 1か月の利用負担額の例 | | | | |
|----------------------|-------------------|-------------|----------------------|----------|----------|-------------------------|
| | | 2・3割負担 | 食 費 | 居 住 費 | 計 | |
| 第4段階 (第1~3段階以外の方) | 施設入所 ショートステイ利用 | 相部屋 | 44,400円~ 140,100円 | 約44,000円 | 約25,000円 | 約113,400円~ 約209,100円 |
| | | ユニット型個室 | | | 約60,000円 | 約148,400円~ 約244,100円 |

日常生活費
(特別な室料)
(特別な食費)

※第4段階は、国の示した基準費用額をもとに試算。実際の額は各施設によって異なります。



P4
介護保険の
しくみ

P6
加入者と
保険証

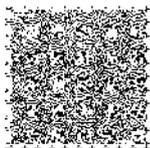
P8
保険料の
しくみ

P13
介護保険による
サービスの利用

P41
介護保険外の
サービス

P42
介護保険サービス
の利用にあたって

P43
相談窓口



■ 利用者負担の軽減制度

※該当すると思われる方は、お住まいの区役所・北須磨支所介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にご相談ください。（裏表紙参照）

1. 利用者負担が高額になった場合の一部払戻し（高額介護サービス費の支給）

1か月ごとの利用者負担の合計額が一定の上限を超えるときには、申請により「高額介護サービス費」としてその超えた額が支払われます。（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯の合計額となります。）

| 対 象 者 | 利用者負担月額上限 |
|--|--------------|
| (1) 生活保護受給者 | 個人 15,000 円 |
| (2) 世帯全員が市民税非課税の方 | 世帯 24,600 円 |
| ①本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ②老齢福祉年金受給者 | 個人 15,000 円 |
| (3) 世帯に市民税課税の方がおり、世帯の中で最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円未満（年収が約770万円未満）の方 | 世帯 44,400 円 |
| (4) 世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円以上690万円未満（年収が約770万円～約1,160万円未満）の方 | 世帯 93,000 円 |
| (5) 世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が690万円以上（年収が約1,160万円以上）の方 | 世帯 140,100 円 |

- 本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（境界層該当）にも軽減制度があります。
- 第2号被保険者のみの世帯の利用者負担月額上限は、(1)～(3)のいずれかとなります。

● 高額介護サービス費の対象とならないもの

- 施設サービスなどの食費・居住費や日常生活費など、介護保険の給付対象外の利用者負担
- 利用上限額を超えた分の利用者負担
- 特定福祉用具販売・住宅改修・ミドルステイ・緊急ショートステイ・緊急一時保護サービス・災害時ショートステイ・住民主体訪問サービス・フレイル改善通所サービス・一般介護予防事業の利用者負担
- 高額介護サービス費の支給は個人単位で、次のように計算した額になります。

$$(\text{利用者負担世帯合算額} - \text{世帯上限額}) \times \frac{\text{利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

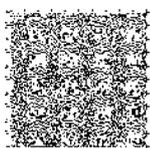
※なお、上記(2)－①、②の方は、上記の計算の結果、「利用者負担合算額－高額介護サービス費額」が15,000円を超える場合、15,000円が個人としての負担上限となります。

2. 介護と医療の負担が高額になった場合の一部払戻し（高額医療・高額介護合算制度）

同じ世帯内で介護保険と医療保険の両方のサービスを利用することによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間（毎年8月分～翌年7月分まで）で合算し、申請により、限度額を超えた額が支払われます。

介護保険と後期高齢者医療の場合

| 対 象 者 | 介護保険+後期高齢者医療の利用者負担年間上限（世帯） | |
|-------------------|----------------------------|------|
| 課税所得 690万円以上 | 212万円 | |
| 課税所得 380万円以上 | 141万円 | |
| 課税所得 145万円以上 | 67万円 | |
| 一 般 | 56万円 | |
| 低所得 （市民税非課税世帯） | Ⅱ（Ⅰ以外の方） | 31万円 |
| | Ⅰ（年金収入80万円以下の方等） | 19万円 |



P4
介護保険の
しくみ

P6
加入者と
保険証

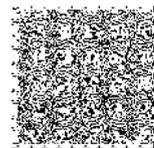
P8
保険料の
しくみ

P13
介護保険による
サービスの利用

P41
介護保険外の
サービス

P42
介護保険サービス
の利用にあたって

P43
相談窓口



3.食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けておられる方については、施設サービス・短期入所（ショートステイ）にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担が軽減されます。

※デイサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護は対象外です。

| 対象者 | | 利用者負担 日額上限 | | | | |
|-----------|--|---------------------|-------------|-------------|-----------|----------------|
| 利用者負担段階区分 | | 食費 | 居住費（滞在費） | | | |
| 第1段階 | ①生活保護等受給の方 ②高齢福祉年金受給者で、 世帯全員が市民税非課税の方 | 施設入所の 場合 | ユニット型個室 | 820円 | | |
| | | | ユニット型個室的多床室 | 490円 | | |
| | | ショートステイ 利用の場合 | 300円 | 従来型個室 | 特養 老健等 | 320円 490円 |
| | | | | 多床室（特養・老健等） | 0円 | |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の 年金収入額とその他の合計所得金額（※）の合計額が80万円以下の方 | 施設入所の 場合 | ユニット型個室 | 820円 | | |
| | | | ユニット型個室的多床室 | 490円 | | |
| | | ショートステイ 利用の場合 | 600円 | 従来型個室 | 特養 老健等 | 420円 490円 |
| | | | | 多床室（特養・老健等） | 370円 | |
| 第3段階 ① | 世帯全員が市民税非課税で、本人の 年金収入額とその他の合計所得金額（※）の合計額が80万円超120万円以下の方 | 施設入所の 場合 | ユニット型個室 | 1,310円 | | |
| | | | ユニット型個室的多床室 | 1,310円 | | |
| | | ショートステイ 利用の場合 | 1,000円 | 従来型個室 | 特養 老健等 | 820円 1,310円 |
| | | | | 多床室（特養・老健等） | 370円 | |
| 第3段階 ② | 世帯全員が市民税非課税で、本人の 年金収入額とその他の合計所得金額（※）の合計額が120万円超の方 | 施設入所の 場合 | ユニット型個室 | 1,310円 | | |
| | | | ユニット型個室的多床室 | 1,310円 | | |
| | | ショートステイ 利用の場合 | 1,300円 | 従来型個室 | 特養 老健等 | 820円 1,310円 |
| | | | | 多床室（特養・老健等） | 370円 | |
| 第4段階 | 上記の第1～第3段階以外の方 | 施設との契約額を支払うことになります。 | | | | |

| | | | | |
|---|--------|-------------|--------|--------|
| 【参考】 国の示した基準費用額 ③上記軽減の適用は、契約時に 右記金額以下であることが前提です。 | 1,445円 | ユニット型個室 | 2,006円 | |
| | | ユニット型個室的多床室 | 1,668円 | |
| | | 従来型個室 | 特養 | 1,171円 |
| | | | 老健等 | 1,668円 |
| | | 多床室 | 特養 | 855円 |
| | | | 老健等 | 377円 |

○世帯分離していても配偶者の所得が勘案されます。また、預貯金等についても勘案され、各段階に応じて定められた資産要件以下の金額であることが要件になります。

| | | |
|--------------------|-----------|--|
| 第2段階の方 | 650万円以下 | 【配偶者がいる場合】 左記の金額に対し、一律に 1,000万円を加算した金額になります。 |
| 第3段階①の方 | 550万円以下 | |
| 第3段階②の方 | 500万円以下 | |
| 40歳～64歳（第2号被保険者）の方 | 1,000万円以下 | |

○負担軽減の認定を受けた方には、利用される居室等におけるその方の負担限度額を記載した「介護保険負担限度額認定証」を交付します。サービスを利用される場合は、「被保険者証」「負担割合証」と共に、「負担限度額認定証」の提示が必要です。

④「負担限度額認定証」を提示できなかった場合についての取扱いは、区役所・北須磨支所の介護医療係にお問合せください。

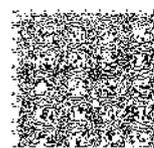
○利用者のご負担は、食費・居住費（滞在費）以外に、サービス費用の1割（または2・3割）や日常生活費等があります。（P34参照）

○世帯のどなたかが市民税課税でも、高齢夫婦等の世帯であって、一方の方が施設に入所して食費・居住費を自己負担する結果、在宅の配偶者等の生計が困難になる場合は、一定の条件を満たせば、軽減される特例措置があります。

○本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（境界層該当）にも軽減制度があります。

※非課税年金についても勘案されます。第2～3②段階は、その他の合計所得④金額と年金収入額（遺族年金及び障害年金といった非課税年金収入額を含む）の合計額で判定されます。

④「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（P8参照）から租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え公的年金等にかかる雑所得を除いた額



P.4
介護保険の
しくみ

P.6
加入者と
保険証

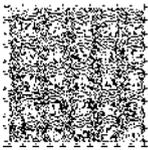
P.8
保険料の
しくみ

P.13
介護保険による
サービスの利用

P.41
介護保険外の
サービス

P.42
介護保険サービス
の利用にあたって

P.43
相談窓口



4. 生計困難な方等に対する利用者負担の軽減（社会福祉法人等による軽減）

社会福祉法人等が提供する対象サービスにかかる利用者負担の軽減

| 対象者 | 軽減内容 | | |
|---|--|-------------------------------|---------------------------|
| | 対象サービス | 対象費用 | 減額割合 老齢福祉年金 受給者の方のみ |
| ①世帯全員の市民税が非課税で収入が世帯で年間150万円以下（世帯員2人以上の場合は2人目から1人あたり50万円を加算した額以下） ②預貯金等の金融資産が世帯で350万円以下（世帯員が2人以上の場合は2人目から1人あたり100万円を加算した額以下） ③負担能力のある親族等に扶養されておらず、介護保険料を滞納していない などの要件をすべて満たす方 | 訪問介護など | サービス費用の1割 | 25%を減額 50%を減額 |
| | 通所介護 認知症対応型通所介護など | サービス費用の1割+食費 | |
| | 短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 特別養護老人ホームなど | サービス費用の1割 +食費+滞在費 (居住費) | |
| 生活保護受給者等 | 短期入所生活介護 特別養護老人ホーム | 滞在費(居住費) | 100%を減額 |

※要支援の方への介護予防サービスも同様です。
 ※介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスも対象となります。
 ※ご利用の際は、各施設にお問い合わせください。
 ※特別養護老人ホーム等で食費・居住費(滞在費)の軽減を受けるには、「負担限度額認定証」の提示が必要です。

P4
介護保険の
しくみ

P6
加入者と
保険証

P8
保険料の
しくみ

P13
介護保険による
サービスの利用

P41
介護保険外の
サービス

P42
介護保険サービス
の利用にあたって

P43
相談窓口

5. 災害や事業の休廃止による収入激減などの特別の事情がある場合の減免

次の理由により必要な費用の負担が困難な方

| 対象者 | 軽減内容 |
|---|--|
| ①災害によって著しい損害を受けたとき ②生計維持者が死亡したとき、または生計維持者が長期入院などにより収入が著しく減少したとき ③生計維持者の収入が事業の休廃止、失業などにより著しく減少したとき | 3か月以内(事情に応じて最長6か月)に限って、必要な費用の負担が困難な度合いに応じて利用者負担を(1割負担者:0円、3%、5%・2割負担者:0円、6%、10%・3割負担者:0円、9%、15%)軽減 |

※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、帰還困難区域等及び旧避難指示区域等から転入された被保険者の方については、減免措置が該当する可能性がありますのでご相談ください

6. 介護保険の施行前からのサービス利用者に対する経過措置

特別養護老人ホームの利用者負担の軽減

| 対象者 | 軽減内容 |
|---|--|
| 平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに入所している方(旧措置入所者)で平成17年9月末日において利用者負担割合が5%以下の方 | 利用者負担・食費・居住費については従来の負担額を上回らないように調整します。 なおユニット型個室を利用する場合は利用者負担・食費についてのみ従来の負担額を上回らないように調整します。 |

7. 障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）利用者への支援措置

平成18年度以降の障害福祉サービスにおいて、境界層該当（※）として定率負担額が「0円」となっている方のうち、①②のいずれかに該当する方（認定が必要です）

| 対象者 | 軽減内容 |
|--|------|
| ①64歳の間に、公的な訪問介護（ホームヘルプサービス）を無料で利用したことがある方 ②要介護又は要支援の認定を受けた40歳～64歳までの方 | 全額免除 |

※生活保護以外の制度で、保険料や利用料などの軽減を受ければ、生活保護を必要としない方

